

草津市文化振興審議会 関連例規抜粋

草津市附属機関設置条例

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第3条

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

別表第3 (第2条第2項、第3条第1項関係)

名称	担当事務	定数
草津市文化振興審議会	文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第4に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市文化振興審議会	<u>文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委嘱の日から部会の担当事務に関する審議が終了する日まで</u>

別表第4（第9条関係）

附属機関の名称	分科会等	担当事務
草津市文化振興審議会	重点プロジェクト 検討部会	(1) 草津市文化振興計画に定める重点プロジェクトについての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
	施策評価部会	(1) 草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務 (2) 草津市文化振興計画の成果指標についての調査審議に関する事務 (3) その他教育委員会が必要と認めること。
	<u>文化芸術機能等 検討部会</u>	<u>(1) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務</u> <u>(2) その他教育委員会が必要と認めること。</u>